

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本庄市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

埼玉県本庄市長

公表日

令和5年8月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	<p>○事務全体の概要 予防接種法に基づく予防接種を実施する。予防接種はその有効性・安全性を考慮し、過去の接種回数、接種の間隔などが定められているため、予防接種履歴を正確に把握することにより、その有効性・安全性を確保する。</p> <p>○特定個人情報保護ファイルを使用する事務の内容 ①予防接種の実施 ②予防接種健康被害救済制度に係る措置 ③実費徴収 ④予防接種台帳の作成</p> <p>○番号法別表第二に基づき、予防接種法に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有期間が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p>
③システムの名称	健康かるて 予防接種システム、統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種(乳幼児全般、高齢者インフルエンザ、高齢者肺炎球菌)ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項(利用範囲) 別表第一の10の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条 番号利用法第19条第6号 番号利用法第19条第16号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right; text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 16の2の項、16の3の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の2の2 (別表第二における情報照会の根拠) 16の2の項、17の項、18の項、19の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健部健康推進課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	〒367-8501 埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号 総務部行政管理課 電話 0495-25-1161
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	〒367-0031 埼玉県本庄市北堀1422番地1 保健部健康推進課 電話 0495-24-2003
-----	---

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年7月1日 時点	

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年7月1日 時点	

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	----------	--------------------------

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項(利用範囲) 別表第一の10の項	番号法第9条第1項(利用範囲) 別表第一の10の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条	事後	
平成28年8月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) なし (予防接種に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。) (別表第二における情報照会の根拠) 17, 18, 19の項	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 16の2の項 (別表第二における情報照会の根拠) 16の2, 17, 18, 19の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第13条	事後	
平成28年8月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康推進課長 清水 眞由美	健康推進課長 岡野 美香	事後	
平成28年8月31日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日時点	平成28年6月1日時点	事後	
平成28年8月31日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日時点	平成28年6月1日時点	事後	
平成29年9月29日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 16の2の項 (別表第二における情報照会の根拠) 16の2, 17, 18, 19の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第13条	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 16の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2 (別表第二における情報照会の根拠) 16の2, 17, 18, 19の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年9月29日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒367-0062 埼玉県本庄市小島南2丁目4番12号 保健部健康推進課 電話 0495-24-2003	〒367-0031 埼玉県本庄市北堀1422番地1 保健部健康推進課 電話 0495-24-2003	事後	
平成29年9月29日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年6月1日時点	平成29年6月1日時点	事後	
平成29年9月29日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年6月1日時点	平成29年6月1日時点	事後	
平成30年9月10日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康推進課長 岡野 美香	課長	事後	
平成30年9月10日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年6月1日時点	平成30年7月1日時点	事後	
平成30年9月10日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年6月1日時点	平成30年7月1日時点	事後	
令和1年6月26日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年7月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	
令和1年6月26日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年7月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	
令和1年10月7日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱うファイル ③システムの名称	健康かるて 予防接種システム、統合宛名システム、中間サーバ	健康管理システム(予防接種)、統合宛名システム、中間サーバ	事後	
令和1年10月7日	IVリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	十分である	委託しない	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年10月7日	IVリスク対策 8. 監査	自己点検	自己点検、内部監査	事後	
令和2年8月31日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年6月1日	令和2年6月1日時点	事後	
令和2年8月31日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年6月1日	令和2年6月1日時点	事後	
令和2年8月31日	IIしきい値判断項目 3. 重大事故	発生あり	発生なし	事後	
令和2年8月31日	IIIしきい値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事後	
令和2年8月31日	IVリスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書及び重点項目評価書	基礎項目評価書	事後	
令和2年8月31日	IVリスク対策 8. 監査	自己点検、内部監査	自己点検	事後	
令和3年8月31日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年7月1日	令和3年7月1日時点	事後	
令和3年8月31日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年7月1日	令和3年7月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	○事務全体の概要 予防接種法に基づく予防接種を実施する。予防接種はその有効性・安全性を考慮し、過去の接種回数、接種の間隔などが定められているため、予防接種履歴を正確に把握することにより、その有効性・安全性を確保する。 ○特定個人情報保護ファイルを使用する事務の内容 ①予防接種の実施 ②予防接種健康被害救済制度に係る措置 ③実費徴収 ④予防接種台帳の作成	○事務全体の概要 予防接種法に基づく予防接種を実施する。予防接種はその有効性・安全性を考慮し、過去の接種回数、接種の間隔などが定められているため、予防接種履歴を正確に把握することにより、その有効性・安全性を確保する。 ○特定個人情報保護ファイルを使用する事務の内容 ①予防接種の実施 ②予防接種健康被害救済制度に係る措置 ③実費徴収 ④予防接種台帳の作成 ○番号法別表第二に基づき、予防接種法に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有期間が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 ○新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	
令和4年3月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム(予防接種)、統合宛名システム、中間サーバ	健康かるて 予防接種システム、統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和4年3月10日	I 関連情報 3. 個人番号の利用法令上の根拠	番号法第9条第1項(利用範囲) 別表第一の10の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条	番号法第9条第1項(利用範囲) 別表第一の10の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条 番号利用法第19条第6号 番号利用法第19条第16号	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 16の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 16の2、17、18、19の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2</p>	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 16の2の項、16の3の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の2の2</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 16の2の項、17の項、18の項、19の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2</p>	事後	
令和4年8月31日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年7月1日	令和4年7月1日時点	事後	
令和4年8月31日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年7月1日	令和4年7月1日時点	事後	
令和5年8月31日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年7月1日時点	令和5年7月1日時点	事後	
令和5年8月31日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年7月1日時点	令和5年7月1日時点	事後	